

風水害等対策計画編

4 鉄道災害対策計画

目 次

4 鉄道災害対策計画

第1章 災害予防.....	233
第1節 茨城県の鉄道状況.....	233
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実.....	234
第3節 鉄道交通安全運行の確保.....	234
第4節 鉄道車両の安全性の確保.....	234
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	234
第2章 災害応急対策.....	238
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	238
第2節 活動体制の確立.....	239
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	240
第4節 避難勧告・指示・誘導.....	240
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	241
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	241
第7節 防疫及び遺体の処理.....	241
第3章 災害復旧.....	242

4 鉄道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1節 茨城県の鉄道状況

県内鉄道概況

(単位=km、人)

鉄道事業者名	路線名	営業 キロ	輸送人員 (一日平均)	区 間
東日本旅客鉄道(株)	常 磐 線	141.3	<u>289,514</u>	取手～大津港
〃	水 戸 線	45.3	<u>23,295</u>	友部～小田林
〃	水 郡 線	62.0	<u>14,563</u>	水戸～下野宮
〃	〃	9.5		上菅谷～常陸太田
〃	鹿 島 線	17.8	3,996	鹿島神宮～佐原
〃	宇 都 宮 線	7.5	61,000	栗橋～古河
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	<u>6,680</u>	水戸～鹿島サッカースタジアム駅
〃 [貨物線]	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタジアム駅～奥野谷浜
関東鉄道(株)	竜ヶ崎線	4.5	<u>2,559</u>	佐貫～竜ヶ崎
〃	常 総 線	51.1	<u>28,472</u>	取手～下館
<u>ひたちなか海浜鉄道(株)</u>	<u>湊 線</u>	14.3	<u>2,027</u>	勝田～阿字ヶ浦
真岡鐵道(株)	真 岡 線	6.6	<u>3,130</u>	下館～ひぐち
日本貨物鉄道(株)	常 磐 線	141.3	—	取手～大津港
〃	水 戸 線	45.3	—	友部～小田林
<u>首都圏新都市鉄道(株)</u>	<u>つくば エクスプレス線</u>	<u>24.2</u>	<u>44,100</u>	守谷～つくば

※日本貨物鉄道(株)の営業キロは東日本旅客鉄道(株)と路線が同じであるため除いてある。

※一日平均輸送人員は、平成20年度の各営業線の運行実績である。

なお、JR線(常磐線、水戸線、水郡線)については、JR東日本水戸支社営業館内の輸送実績、真岡線については、全区間(下館～茂木)の輸送実績である。

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 気象情報発表伝達体制の確保

水戸地方気象台は、鉄軌道交通安全にかかる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うようにする。

第3節 鉄道交通安全運行の確保

1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、以下に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。

(1) 施設の巡回検査の実施

事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監督等を行うものとする。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。

(2) 運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知したとき、又は各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。

(3) 教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市、県及び鉄道事業者は、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

県は、機動的な情報収集を行うため、ヘリコプターテレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

鉄道事業者は、気象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達・情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。

市は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するものとする。

市及び県は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

市、県及び関東運輸局は、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」を準用し、非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段の確保に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市、県、関東運輸局及び鉄道事業者は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市、県及び鉄道事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、県及び市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 県

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）
- ・「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

イ 市

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

県は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備・推進を図るものとする。

消防機関は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

県は、知事から自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先を徹底しておくなど必要な準備を備えておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。特に旅客の避難に関しては、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

市、県は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

市、県、日赤茨城県支部、病院及び医療関係団体は、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」を準用し、医療活動に備えるものとする。

(3) 消火活動への備え

消防機関は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編2第2章第22節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

鉄道事業者は、発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。

市及び県は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、災害時の交通規制を円滑に行うため、県が整備業者等との間に締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定 H9. 7. 2 締結」の推進を図るとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市、県及び放送事業者等は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関をはじめとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

市、県は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

7 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

8 鉄道交通安全環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。また、列車集中制御システム（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

県、道路管理者及び鉄道事業者は、事故未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境の整備に努めるものとする。

9 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、事故発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直接または間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

関東運輸局は、大規模な鉄道事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

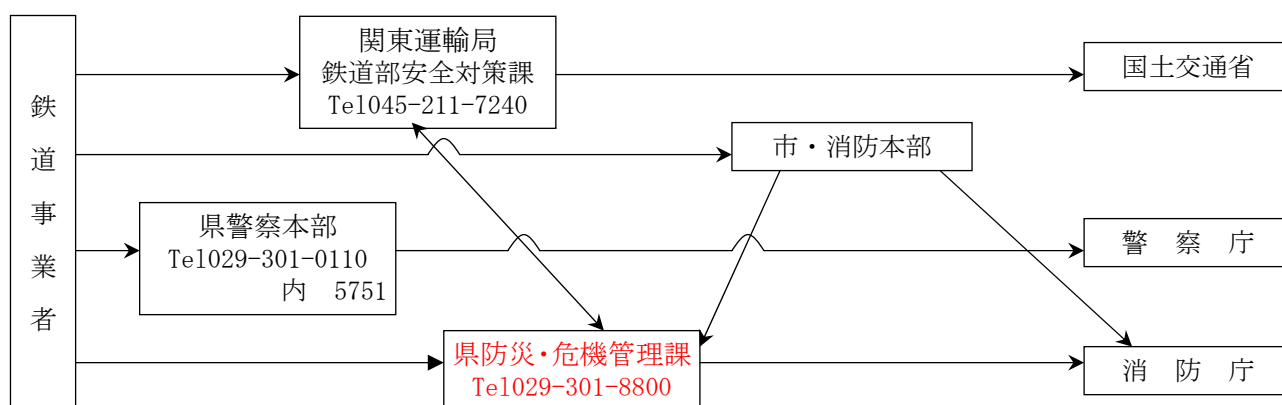
県は、鉄道事業者、または関東運輸局から受けた情報を関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に大規模な鉄道事故の発生があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡するものとする。

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故災害の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全対策課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
茨城県	昼	029-301-8800	生活環境部消防防災課
	夜間	同上	同上
警察本部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部司令室
	夜間	同上	同上
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	旅客営業部旅客営業部長
	夜間	同上	同上
	〃	029-267-5202	大洗駅 CTC指令 (もしくは当直助役)
関東鉄道(株)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長
ひたちなか海浜鉄道(株)	昼	029-251-2129	運輸部整備・鉄道課
	夜間	029-262-3358	同上
真岡鐵道(株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長 (もしくは運転指令当番者)
日本貨物鉄道(株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長 (司令)
	夜間	同上	同上
首都圏新都市鉄道(株)	昼	0297-52-8311	運輸部総合指令所
	夜間	同上	同上

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制 (削除)

1 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

2 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

市及び県は、市内及び県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣

市及び県は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

県は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、市町村、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

消防機関は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

自衛隊は、必要に応じ、または県の要請により救助・救急活動を行うものとする。

2 資機材の調達

市、県等防災関係機関の行う消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

市、県、日赤茨城県支部、病院及び医療ボランティア等は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は震災対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

消防機関は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

市、県及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

鉄道管理者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

市及び県は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市、県及び鉄道事業者は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 防疫及び遺体の処理

市、県及び日赤茨城県支部は、発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

鉄道事業者は、応急資材の確保について、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図るものとする。

また、鉄道災害にともなう施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努めるものとする。

なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。